

執務環境測定業務特記仕様書

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の執務環境に関する測定等を別紙1-11-1～4の仕様にに基づき行う。

第2 対象業務

- 1 空気環境測定業務 (別紙1-11-1)
- 2 照度測定業務 (別紙1-11-2)
- 3 水質検査業務 (別紙1-11-3)
- 4 ばい煙測定業務 (別紙1-11-4)

空気環境測定業務特記仕様書

15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の室内事務室等の空気環境測定を行う。

第2 業務仕様

1 本業務は、建築物衛生法及び建築物環境衛生管理基準等に基づき行う。

2 建築物衛生法、建築物環境衛生管理基準に基づく測定

(1) 別紙1 別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。

(2) 測定の対象範囲は、〈表-1、2〉に示す対象各室の室内中央付近（計129点）、中央空調用外気取入れガラリ付近（本館北側、南側及び別館各OAガラリ計4点）とする。

(3) 測定は、年6回とする。

(4) 測定は、同一測定点において同一日に2回実施する。

なお、測定は、始業時から中間時及び中間時から終業前の時間帯に各1回実施する。

3 受動喫煙防止のための測定

(1) 測定対象は喫煙による影響も考慮した浮遊粉じん濃度、測定精度は建築物環境衛生管理基準に準じる。

対象範囲は喫煙場所付近のドア、窓（本館1階の待合コーナー、別館12階の廊下 計4点）とし、庁舎出入口等から屋内側に1m入った地点（床上約1.2mから約1.5mまでの一定の高さ）を目安とする。

(2) 測定は3カ月に1回以上とする。

(3) 測定方法は以下とする。

ア 事前測定

事前測定は、9時頃に、浮遊粉じん濃度に関係する各装置を、喫煙場所を使用する条件で稼働させた状態で行う。

測定地点の扉や窓を開放した数分後に浮遊粉じん濃度の測定を1分間隔で数値が安定するまで複数回実施する。

イ 本測定

本測定は喫煙者が最も多いと思われる12時30分頃に実施する。測定時間は5分後まで1分間隔とする。

4 測定器は、経済産業省の備品（柴田科学株式会社製 IES-5000型）を貸与する。

なお、使用にあたっては、粉じん計の登録校正機関における定期的な校正及びCO・CO2センサーの業務実施者による校正を行うものとし、その費用は業務実施者の負担とするものとする。

〈表-1〉 本館・厚生棟 空気環境測定点

階数	扉番号	室名	階数	扉番号	室名
B3階	—	設備室 (C)	9階	東 1	事務室 (9-7)
B2階	—	講堂		東 8	事務室 (9-3)
B1階	—	事務室 (B1-3)		西 1	事務室 (9-1)
	—	事務室 (B1-4)	西 8	会議室 (9-1)	
	—	事務室 (B1-3, B1-4)	10階	東 1	事務室 (10-3)
—	コンピュータ (厚生棟)	東 7		事務室 (10-3)	
—	食堂Bホール (厚生棟)	西 1		事務室 (10-2)	
1階	—	休養室 (1-1)	11階	西 7	事務室 (10-1)
	—	管理室		東 1	事務室 (11-19)
	—	会議室 (1-1)		東 4	事務室 (11-13)
	—	待合コーナー		西 1	事務室 (11-8)
2階	東 3	事務室 (2-8)	12階	西 4	事務室 (11-2)
	東 8	事務室 (2-2)		東 3	事務室 (12-13)
	西 1	事務室 (2-1)		東 7	事務室 (12-5)
	西 8	会議室 (2-1)		西 2	事務室 (12-2)
3階	東 4	事務室 (3-5)	13階	西 8	事務室 (12-1)
	東 7	事務室 (3-5)		東 3	事務室 (13-5)
	西 2	事務室 (3-2)		東 8	事務室 (13-5)
	西 8	事務室 (3-2)		西 1	事務室 (13-2)
4階	東 3	事務室 (4-6)	14階	西 6	会議室 (13-5)
	東 8	事務室 (4-5)		東 3	事務室 (14-7)
	西 2	事務室 (4-1)		東 6	事務室 (14-7)
	西 7	事務室 (4-1)		西 3	事務室 (14-3)
5階	東 3	事務室 (5-2)	15階	西 7	事務室 (14-3)
	東 8	事務室 (5-2)		東 4	事務室 (15-6)
	西 1	事務室 (5-1)		東 7	事務室 (15-6)
	西 8	事務室 (5-1)		西 3	事務室 (15-2)
6階	東 2	事務室 (6-2)	16階	西 8	事務室 (15-2)
	東 7	事務室 (6-2)		東 3	事務室 (16-4)
	西 1	事務室 (6-1)		東 6	事務室 (16-4)
	西 7	事務室 (6-1)		西 1	事務室 (16-3)
7階	東 1	会議室 (7-15)	17階	西 8	事務室 (16-2)
	東 8	会議室 (7-7)		東 1	会議室 (17-12)
	西 1	会議室 (7-5)		東 8	会議室 (17-5)
	西 8	事務室 (7-1)		西 1	会議室 (17-4)
8階	東 3	事務室 (8-2)		西 8	会議室 (17-1)
	東 6	事務室 (8-2)			
	西 3	事務室 (8-1)			
	西 8	事務室 (8-1)			
					計 7 5 点

注 1) 扉番号と室名が異なる場合は、扉番号を優先とする。

注 2) 事情により入室が困難な場合同一空調系統の近隣室とする

51 <表-2> 別館空気環境測定点

階数	扉番号	室名	階数	扉番号	室名	
B1階	B15	宿直室 (B1-1)	6階	613	事務室 (6-1)	
	B46	食堂Dホール		614	事務室 (6-1)	
	B20	倉庫		637	事務室 (6-6)	
	B31	事務室 (B1-7)		640	事務室 (6-3)	
1階	104	会議室 (1-1)	7階	711	事務室 (7-1)	
	109	事務室 (1-3)		720	事務室 (7-6)	
	119	会議室 (1-6)		735	事務室 (7-14)	
	120	会議室 (1-2)		738	事務室 (7-8)	
	—	管理室	8階	812	事務室 (8-1)	
201	事務室 (2-7)	817		事務室 (8-5)		
204	事務室 (2-2)	827		事務室 (8-6)		
205	会議室 (2-10)	838		事務室 (8-3)		
218	事務室 (2-3)	843		会議室 (8-3)		
2階	227	会議室 (2-13)	9階	921	事務室 (9-6)	
	228	事務室 (2-6)		926	事務室 (9-4)	
	311	事務室 (3-11)		933	会議室 (9-7)	
3階	314	事務室 (3-1)	9階	942	事務室 (9-5)	
	335	事務室 (3-13)		10階	1012	事務室 (10-3)
	—	倉庫 (北)			1023	事務室 (10-16)
4階	411	事務室 (4-1)	10階		1041	事務室 (10-8)
	412	事務室 (4-1)		1042	事務室 (10-5)	
	427	事務室 (4-12)		11階	1101	事務室 (11-10)
	432	事務室 (4-4)			1104	診療所
5階	521	事務室 (5-12)	11階	1137	事務室 (11-12)	
	514	事務室 (5-1)		1138	事務室 (11-2)	
	535	事務室 (5-8)		1120	会議室 (11-1)	
	540	事務室 (5-8)				
	544-2	事務室 (5-8)				
					計54点	

52 注1) 扉番号と室名が異なる場合は、扉番号を優先とする。

53 注2) 事情により入室が困難な場合は、同一空調系統の近隣室とする。

54

55

56

57

照度測定業務特記仕様書

58 第1 業務内容

59 経済産業省総合庁舎の室内照明の照度測定を行う。

60

61 第2 業務仕様

62 1 照度測定のポイント数は、748点（本館498点、別館250点）とし、測定点の内訳は<表—
63 1>本館照度測定点、<表—2>別館照度測定点とする。

64 なお、測定箇所は原則事務室を対象とする。また、各階の具体的な測定場所は協議とする。

65 2 照度測定は、6ヶ月に1回とする。

66 3 測定結果を報告書として厚生企画室に提出する。

67

68 <表—1>本館照度測定点

階数	測定点数	備考
17F	0点	
16F	36点	
15F	34点	
14F	32点	
13F	28点	
12F	32点	
11F	33点	
10F	30点	
9F	35点	
8F	30点	
7F	32点	
6F	32点	
5F	26点	
4F	30点	
3F	33点	
2F	26点	
1F	11点	
B1F	7点	
B2F	0点	
B3F	2点	
講堂B2F	0点	
厚生棟B1F	0点	
厚生棟B2F	0点	
		計498点

69

70

71

72

〈表—2〉別館 照度測定点

階 数	測定点数	備考
PH1F	0点	
12F	0点	
11F	26点	
10F	28点	
9F	20点	
8F	20点	
7F	30点	
6F	19点	
5F	26点	
4F	26点	
3F	29点	
2F	15点	
1F	7点	
B1F	3点	
B2F	1点	
		計250点

73

74

75

水質検査業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の水質検査を行う。

第2 業務仕様

- 1 水質検査は、下記のとおりとする。
 - (1) 別紙1 別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。
 - (2) 飲料水の水質検査の検査箇所は〈表-1〉による。
 - (3) 雑用水の水質検査(大腸菌の検査)の検査時期は各偶数月とし、検査箇所は〈表-2〉による。
 - (4) 空調用冷却水及び中央式給湯(飲料用)の水質検査(レジオネラ属菌の検査)の検査時期は8月(冷却水)、12月(給湯)とし、検査箇所は〈表-3〉による。
 - (5) 検査の結果が管理基準値に適合しない場合は、再度検査又は測定する。また、その原因を推定し、厚生企画室に報告する。

〈表-1〉 水質検査(飲料水) 検査箇所

採水	場所	給水	給湯	備考
本館	地下3階湯沸室	○		給水低層系統
	地下2階男子更衣室		○	給湯浴室系統
	6階給湯室		○	給湯低層系統
	7階給湯室		○	給湯高層系統
	12階給湯室	○		給水高層系統
厚生棟	地下1階食堂A厨房		○	給湯厨房系統
別館	地下2階男子便所(1)	○		給水Ⅰ期系統
	11階給湯室(1)		○	給湯Ⅰ期高層系統
	地下2階男子便所(2)	○		給水Ⅱ期系統
	11階給湯室(2)		○	給湯Ⅱ期高層系統
	地下1階脱衣室		○	給湯浴室系統
検査箇所 合計		4	7	

注1) 表中○印の場所にて採水し、水質検査を行う。

102 <表-2> 水質検査（雑用水）検査箇所

採水場所		中水	備考
本館	地下2階男子便所（用具庫内、採水栓）	○	中水低層系統
	12階男子便所（小便器横、採水栓）	○	中水高層系統
別館	地下2階男子便所(1)（用具庫内、採水栓）	○	中水Ⅰ期系統
	地下2階男子便所(2)（用具庫内、採水栓）	○	中水Ⅱ期系統
検査箇所数 合計		4	

103 注1) 表中○印の場所にて採水し、水質検査を行う。

104

105 <表-3> 水質検査（空調用冷却水及び中央式給湯（飲料用））検査箇所

採水場所		冷却水	給湯	備考
本館	18階冷却塔置場（冷却塔CT-1-1）	○		一般系統
	18階冷却塔置場（冷却塔CT-1-2）	○		一般系統
	18階冷却塔置場（冷却塔CT-2）	○		一般・蓄熱系統
	7階給湯室		○	給湯高層系統
	6階給湯室		○	給湯低層系統
	地下2階男子更衣室		○	給湯浴室系統
厚生棟	地下1階食堂A厨房		○	給湯厨房系統
別館	PH1階水槽・冷却塔置場（冷却塔CT-1）	○		一般系統
	PH1階水槽・冷却塔置場（冷却塔CT-2）	○		一般系統
	PH1階水槽・冷却塔置場（冷却塔CT-3）	○		一般・蓄熱系統
	PH1階水槽・冷却塔置場（冷却塔CT-4）	○		一般系統
	11階給湯室(1)		○	給湯Ⅰ期高層系統
	11階給湯室(2)		○	給湯Ⅱ期高層系統
	地下1階脱衣室		○	給湯浴室系統
検査箇所数 合計		7	7	

106 注1) 表中○印の場所にて採水し、水質検査を行う。

107

108

ばい煙測定業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎設置機器におけるばい煙量等の測定を行う。

第2 業務仕様

- 1 測定の対象範囲（測定対象機器、測定項目、測定方法、測定場所、測定時期）は、〈表-1〉とする。
- 2 本業務を適切に履行するため、別紙1別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。
- 3 本業務は、大気汚染防止法及び関係法令等に基づき実施する。
- 4 測定は、年2回（別館の直だき吸収冷温水機）とする。
- 5 検査の結果が基準値に適合しない場合は、再度検査又は測定する。また、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。

〈表-1〉 ばい煙量等測定項目等

測定項目	測定方法	記録
ばいじん（ダスト）	JIS Z8808に定める測定法	測定時の燃焼条件 ・燃料の使用量 ・排ガスの酸素 ・水分の分析 ・ガスの分析
硫黄酸化物（SOX）	JIS K0103に定める測定法	
窒素酸化物（NOX）	JIS K0104に定める測定法	
備考	測定対象機器：別館の直だき吸収冷温水機（1台）	
	測定場所：別館地下2階冷凍機室（煙道の測定口1箇所）	
	測定時期：8月（1回）、2月（1回）の計2回	

注1）測定時の燃焼条件は測定結果報告書の記録欄等に記入する。

注2）測定は測定対象機器の稼働期間に行う。